

自賠責の被害者請求のお手伝いをします。事故状況に関わらず、負傷者を被害者と位置づける自賠責保険は、ちょっと判りづらいでしょう。

1、自賠責保険とは

自賠責保険は、別名「強制保険」と言われ、自動車損害賠償保障法で、加入を義務付け（強制）られている保険です。万一、無保険で走行すると、一年以下の懲役、または50万円以下の罰金、さらに違反点数6点の減点処分を受けます。

自賠責保険では、事故状況に関係なく、負傷した人を「被害者」、負傷させた人を「加害者」と言います。従って、「被害者請求」とは、負傷した人の「保険請求」を言います。

2、自賠責で、お支払できない事故

① 加害者に責任がない場合

下記の3条件をすべて立証できる場合は、加害者には責任がなく、自賠責保険はお支払出来ません。

事故および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかった。

被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があった。

自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかった。

② 自動車の「運行」によって死傷した事故ではない場合

例えば、駐車場に駐車してあった自動車に、遊んでいた子供がぶつかって死傷した場合などは、自賠責保険と言えども、お支払できません。

③ 被害者が、「他人」でない場合

被害者所有の自動車を、友人が運転して自損事故を起こした際、その自動車に同乗していた所有者が死傷した場合などは、被害者本人が所有する車両であり、被害者本人は、「他人」に該当しません。

3、保険金額が減額される場合があります。

被害者救済の自賠責保険ですが、被害者の方に重大な過失があった場合には、被害者の方の過失割合により、下表の割合が損害額から減額されます。尚、損害額が支払限度額を超える場合は、支払限度額から減額されます。

被害者の過失割合	後遺障害による損害・死亡による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割～ の場合	20%減額	20%減額
8割～ の場合	30%減額	
9割～ の場合	50%減額	

4、ご請求には、時効がありますので、ご注意ください。

被害者請求の時効

事故があった日から2年以内です。但し、死亡による損害については、死亡日から、後遺障害による損害については、後遺障害の症状が固定した日から、それぞれ2年以内です。

加害者請求の時効

被害者や病院などに損害賠償金を支払った日から2年以内です。分割して個々に支払ったときは、それぞれ支払った日から2年以内です。

時効の中断手続き

治療が長引いたり、双方の話し合いがつかないなど、2年以内に請求が出来ない場合は、時効中断の手続きをしておく必要があります。

5. 支払範囲と補償基準

傷害による損害 (お支払限度額 / 被害者一名につき120万円)

損害項目	内 容	お支払の基準		必要書類	
		(平成14年4月1日以降の事故)	(平成14年4月1日以降の事故)		
治療関係費	治療費	必要かつ妥当な実費		診断書 診療報酬明細書 柔道整復の場合には施術証明など	
	看護料	近親者の付き添い (医師が看護の必要を認めた場合または被害者が12才以下の場合)	原則として、入院一日につき 4,000円 通院付添い、2,000円	原則として、入院一日につき 4,100円 通院付添い、2,050円	付添看護自認書 (医師の要看護証明は診断書に記載してもらいます)
	諸雑費	入院中の諸雑費 (療養に直接必要のある諸物品の購入費 使用料など)	原則として、入院一日につき、1,100円		領収証 (左記の金額を超える場合のみ必要です)
	通院交通費	通院に要した交通費	必要かつ妥当な実費		通院交通費費明細書 領収証 (タクシー利用の場合)
	その他実際に要した費用	義肢、メガネ代、コンタクトレンズ代など	必要かつ妥当な実費 (メガネ・コンタクトレンズ代は、50,000円が限度)		領収証
	診断書等の費用	診断書 診療報酬明細書等の発行費用	必要かつ妥当な実費		
文 書 料	交通事故証明書、被害者側の印鑑証明書 住民票などの発行手数料	必要かつ妥当な実費		交通事故証明書、印鑑証明書など	
休業損害	事故による傷害のために発生した休業による損害 (有給休暇を使用した場合を含む) 主婦などの家事を専業とする方にもお支払します。	原則として、休業一日につき 5,500円	原則として、休業一日につき 5,700円	給与所得者の方 休業損害証明書 (前年分の源泉徴収票を添付) 事業所得者の方 前年分の確定申告書 (控) の写、職業証明など	
		パート(パート)・パート・日雇い労働者の方は、一日あたりの平均収入額によっては、上記を下回る場合があります。 これ以上に収入減の立証がある場合は実額 (19,000円限度)			
慰 謝 料	精神的 肉体的な苦痛に対する補償	一日につき、4,100円	一日につき、4,200円		

後遺障害による損害 (お支払限度額 / 被害者一名につき等級により下記の金額)

事故発生日が平成 3年 4月 1日 ~ 平成 14年 3月31日までの場合

(単位 :万円)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
支払限度額	3,000	2,590	2,219	1,889	1,574	1,296	1,051	819	616	461	331	224	139	75

事故発生日が平成 14年 4月1日以降の場合

等級	施行令別表第 1		施行令別表第 2													
	1級	2級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
支払限度額	4,000	3,000	3,000	2,590	2,219	1,889	1,574	1,296	1,051	819	616	461	331	224	139	75

(単位 :万円)

後遺障害とは、事故によって身体やその働きに、将来においても、回復が困難と見込まれる障害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいいます。

損害項目	内 容	お支払の基準		必要書類
		平成 9年 10月 1日 ~ 平成 14年 3月31日の事故	平成 14年 4月 1日以降の事故	
逸失利益	労働能力が減少したために将来発生するであろう収入の減少	収入および、各等級(1~14級)に応じた労働能力喪失率、喪失期間等により計算します。		後遺障害診断書 確定申告書(控) 源泉徴収票 などの 所得額を証明する資料
慰 謝 料	精神的・肉体的な苦痛に対する補償	障害の程度に応じ 1級(別表1)(1,600万円)~2級(別表1)(1,163万円)1級(別表2)(1,100万円)~14級(別表2)(32万円) 別表1に該当する後遺障害の場合は初期費用として、1級:500万円、2級:205万円が加算されます。		
		被扶養者がいる場合は、1級~3級の慰謝料に一定額が加算されます。		

死亡による損害(お支払限度額/被害者一名につき 3,000万円)

死亡に至るまでの障害による生じた損害については、前述「傷害による損害」をご参照下さい。

損害項目	内 容	お支払の基準		必要書類
		平成 9年 10月 1日 ~ 平成 14年 3月31日の事故	平成 14年 4月 1日以降の事故	
葬 儀 費	通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用 墓地、香典返しなどは含まれません。	60万円 (これ以上の立証がある場合は100万円の範囲内で必要かつ妥当な実費)		領収証(60万円以上の損害がある場合のみ)
逸失利益	被害者が死亡しなければ将来得ることができたと考えられる収入額から本人の生活費を控除したもの	収入および就労可能期間、被扶養者の有無などを考慮のうえ計算します。		死亡診断書(死体検案書) 源泉徴収票、確定申告書(控)など収入額を証明できる資料
慰 謝 料	被害者本人の慰謝料	350万円		省略のない戸籍(除籍)謄本(被害者の出生から死亡までの全記録が記載されているもの)相続人、遺族慰謝料請求権者を特定するために必要です。
	遺族の慰謝料 遺族慰謝料請求権者(被害者の父母・配偶者・子)の人数により金額が異なります。	請求権者 1名の場合・・・500万円 2名の場合・・・600万円 3名以上の場合・・・700万円	請求権者 1名の場合・・・550万円 2名の場合・・・650万円 3名以上の場合・・・750万円	
		被害者に被扶養者がいるときは、さらに200万円加算		

6. その他

1. ご請求からお支払まで

保険会社窓口で受付けた請求は損害保険料率算出寄稿の自賠責調査事務所が調査し、その結果に基づいて保険会社が最終的に支払保険金(損害賠償額)を決定し、お支払をしています。従って、損害が確定してお支払するまでには、約30日間位(事故内容によっては、それ以上の期間)を要します。

2. 社会保険使用について

交通事故でも健康保険や労災保険を利用することが出来ます。これは保険会社の損得でなく、被害者自身の負担軽減を目的とした使用もあります。社会保険の給付によってまかなわれた損害は、後日健保組合等から、加害者または保険会社に請求されます。(被害者に請求される事は有りません)

3. 自賠責損害調査事務所とは

公平、適正なお支払をするために法律で認められている調査機関です。具体的には、請求書類に基づいて、事故発生状況、自賠責保険の対象になるかどうか、発生した損害額を公平かつ中立な立場で調査します。その過程に於いて、事故当事者への問合せや、追加書類のお願いをすることがあります。

4. 決定内容に不満がある場合は

支払に関する判断で納得できない場合は、自賠責保険会社へ再度の審査請求(異議申立)を行うことができるほか、国が認定する(財)自賠責保険紛争処理機構に紛争処理の申請を行うことができます。